

## 小児慢性特定疾病指定医の方へ －更新申請に係る医療意見書の作成について－

日頃より本市の小児慢性特定疾病医療費助成事業にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
本市では、小児慢性特定疾病医療費の医療受給者証の一斉更新日を10月1日と定めており、現在、対象となる方へ更新申請のご案内をお送りしております。

つきましては、お忙しいところ恐れ入りますが、以下の点にご留意いただき医療意見書（継続）の作成をお願いいたします。

### 1 医療意見書の様式を用意するには

現在疾病数は788に拡大しており、様式を選択には医学的判断を必要とするため、あらかじめ受給者様へ様式を配布することが難しくなりました。大変お手数ですが、疾病に応じた意見書（継続）を、以下の手順でご用意ください。成長ホルモン治療を行う場合には、疾病の医療意見書に加えて、成長ホルモン治療用意見書（継続）も必要となります。

- ①小児慢性特定疾病情報センターのホームページ（<http://www.shouman.jp/>）にアクセスする
  - ②トップページから「医療従事者の皆さまへ」へ進む
  - ③該当の疾患群名から、対象となる疾病の「医療意見書（継続）」をダウンロードする
- ※成長ホルモン治療用の意見書は、対象となる疾病の一覧の一番下から取得できます。

（備考）医療機関において、厚生労働省の定めた様式に準じたフォーマットをお持ちの場合は、そちらを利用されてもかまいません。ただし、上記ホームページにて様式の修正が行われていることがありますので、必要に応じて最新の状況をご確認ください。

（お願い）治療終了から5年を経過している「悪性新生物」については、認定に要する情報として、意見書に【再発又は転移に関する記載】【合併症及び後遺症がある場合はその程度に関する記載】を行ってくださいますようお願いいたします。

### 2 対象基準について

本事業における各疾病の対象基準は、上記ホームページに、医療意見書とあわせて公開されている「診断の手引き」にてご確認ください。症状の改善等により既に対象基準を満たさないと考えられる場合は、保護者様とご相談の上、意見書の作成や申請可否についてご検討くださるようお願いいたします。

### 3 その他

#### （1）医療意見書の記入日について

受給者の皆様には、更新日の3か月前にあたる7月1日以降に医療意見書の作成を依頼するようご案内しております。ご多忙のところ恐縮でございますが、ご協力をよろしく申し上げます。

#### （2）小児慢性特定指定医番号について

各自治体から付与された小児慢性特定疾病指定医番号を必ずご記載ください。

#### （3）内容に関するお問い合わせについて

医療意見書の記載内容について、下記担当または受給者がお住まいの区役所地域みまもり支援センター児童家庭課からお問い合わせをさせていただく場合があります。